

浄化槽法定検査のご案内が メールで受け取れるようになりました!

右の2次元コードを読み取ってお申し込みください
お申し込み方法は裏面をご覧ください



メールで受け取れるご案内



● 法定検査申込のご案内

● 検査予定月 お知らせはがき

● 法定検査結果書

<お振込みの方>

<口座振替の方>

浄化槽管理用(ご使用第)各位
浄化槽法定検査のお知らせ

浄化槽法第11条検査の申込みいただきましたが、
つとまとして、お振込みの検査予定月に各
検査センターから法定検査員が伺いして検
査を実施させていただきます。お振込みの
検査日に立会していただけますようお願い
します。

なお、次の①～④に該当する場合は、事前に
ご連絡いただけますようお願いいたします。

① 浄化槽を清掃(取り)してから、
3ヶ月経過していない場合
※ 浄化槽の清掃は、浄化槽法第11条に
規定されています。清掃を実施する
場合は、清掃を優先してください。

② 高層ビルがある場合
③ その他、ご要望、ご質問等がある場合

④ 用地でお知らせをいただいておりますが、
お留守の場合でも検査を実施させていただきます
場合がありますので、ご了承ください。

※ 検査日がある場合、日付から簡単に
お振込みいただけます。



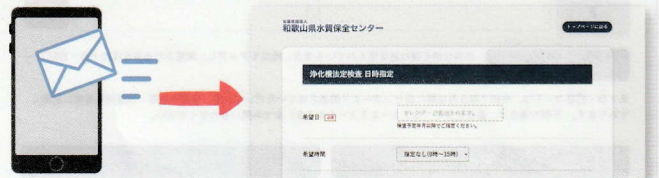
メールで受け取るメリット

スマホ・パソコンでいつでも確認



紛失の心配なし!

届いたメールから検査日時が指定可能



24時間受付!

お振込み
の方は



コンビニで、スマホに表示された
バーコードで簡単にお支払い!

PayPayなら、いつでもどこでもお支払い!
※ PayPay以外の電子決済サービスはご利用いただけません



和歌山県知事指定検査機関

公益社団法人 和歌山県水質保全センター

〒640-8032 和歌山県和歌山市南大工町26番地(環境会館2F)

TEL:073-432-6433 FAX:073-432-6534 URL <https://wakayama-suiho.or.jp>



センターHP

ペーパーレス化による環境保全に取り組んでいます

お申し込み方法のご案内

ステップ 1

通知を受け取りたいメールアドレス、ID・認証コードの準備



@wakayama-suiho.or.jpのメールを受信できるように、迷惑メール設定から解除、もしくは受信設定をしてください。
ID・認証コードは当センターよりR7年5月以降に郵送されている案内等に記載されています。

ステップ 2

お申し込みサイトへアクセスし、メールアドレスの認証

浄化槽法定検査 電子通知 メールアドレス認証

当センターより現在郵送でご案内させていただいている法定検査に関する各種通知を電子メールにて受け取ることのできるサービスです。
通知を受け取りたいメールアドレスを入力後、確認メールを送信いたします。

通知を受け取るメールアドレス (必須)

@wakayama-suiho.or.jpのメールを受信できるように、迷惑メール設定から解除、もしくは受信設定をして頂くようお願い致します。

戻る

送信

<https://wakayama-suiho.or.jp/form2/a>
送信後、入力したメールアドレスに認証完了メールが届くので、届いたメールからステップ3へ!

ステップ 3

メールアドレスの認証後、ID・認証コードを入力!

浄化槽法定検査 電子通知 お申し込みフォーム

当センターより現在郵送でご案内させていただいている法定検査に関する各種通知を電子メールにて受け取ることのできるサービスです。

No	ID (必須)	認証コード (必須)	
1			削除
2			削除

追加

※浄化槽を複数管理されている場合、追加をタップし、希望される浄化槽のID・認証コードを入力してください。

※ID・認証コードは、令和7年5月以降に当センターより郵送させていただいている、検査申込書・検査結果書等に記載しております。不明な場合は、当センター（073-432-6433）までお問い合わせください。

戻る

次へ

浄化槽を複数管理されている場合も、一括で申込可能!

ステップ 4

ID・認証コードを入力後、管理している浄化槽に対し、メールで通知を受け取る案内を選択

浄化槽法定検査 電子通知 お申し込みフォーム

メールで受取りを希望しない案内のチェックをはずしてください。

浄化槽設置場所	住所 名称
メールで通知を受け取る案内 (必須)	☒ 法定検査前納申し込みのご案内 ☒ 検査予定月案内のお知らせ ☒ 法定検査結果書

お申し込み者情報

氏名

フリガナ

電話番号

※メールで通知を受け取る希望の案内が表示されない場合、当センター（073-432-6433）までお問い合わせください。

戻る

次へ

ステップ 5

内容に間違いがなければ、送信!

浄化槽法定検査 電子通知 お申し込みフォーム

下記の内容でメールの受取りを希望しています。
お間違いなければ、「登録」ボタンを押してください。

浄化槽設置場所	住所 名称
メールで通知を受け取る案内 (必須)	☒ 法定検査前納申し込みのご案内 ☒ 検査予定月案内のお知らせ ☒ 法定検査結果書

お申し込み者情報

氏名

フリガナ

電話番号

※メールで通知を受け取る希望の案内が表示されない場合、当センター（073-432-6433）までお問い合わせください。

戻る

登録

ステップ 6

お申し込み完了!

浄化槽法定検査 電子通知 お申し込みフォーム

送信完了

浄化槽法定検査 電子通知のお申し込みありがとうございます。
お申し込み内容はメールにて通知させていただきます。

戻る

今後は選択いただいた案内が郵送からメールに切り替わります!



メールアドレスの変更、通知を受け取る案内の変更も可能です!
ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください

収穫等の人手を確保したい農家の方へ 求人情報を有田市ホームページに掲載します！

有田市みかん農業求人情報発信事業

市が農家の求人情報の掲載申込みを受け、ホームページ等を活用し、近隣住民や就農を希望する方、学生等へ幅広く求人情報を発信します。



求人者（農家）

ホームページを見て、
電話等で応募

契約成立（雇用関係）



求職者（働き手）

情報掲載申し込み



農家さんはこちらの二次元バーコードからもお申込いただけます。

有田市役所



ホームページに求人
情報を掲載・発信

検索・閲覧



こちらから現在公開の
求人情報を確認できま
す。

興味のある方は、ぜひ一度有田市役所有田みかん課に ご相談ください！

お問い合わせ

有田市役所 有田みかん課

TEL:0737-22-3635 FAX:0737-83-3108

担当：中谷、堀川

令和7年度

不良空家等除却補助事業のご案内



有田市では、地域の防災、防犯等、周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家の除却を促進し、市民の安全・安心で良好な住環境の向上を図るため除却費用の一部を補助する制度を実施しています。

★老朽化した空き家を所有しているが維持管理に困っている…

★空き家が原因で近隣に迷惑をかけている… など

～ 空き家で困っている方は、是非この機会にご活用ください！～

**補助金
上限80万円**

■ 申請受付期間： 現在受付中

令和7年12月26日（金）まで【土日祝は除く】

■ 申請受付場所： 有田市役所3階 都市整備課 公共建築係

■ 募集予定棟数： 34棟 程度 （令和7年9月22日 現在）

※補助金交付申請書提出順。予算がなくなり次第締め切ります。

1. 補助の対象となる空き家

- ① 概ね年間を通して住宅として使用実績がない空き家
- ② 専用住宅、併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されていたもの）、長屋、アパート
- ③ 個人が所有する空き家
- ④ 空き家の不良度の測定基準の評点が60以上（市担当者の現地調査による） など…

2. 補助金の額

- 国が定める標準除却費または除却工事費のいずれか少ない方の金額に10分の8を乗じた額で80万円が限度 ※家財道具、塀、樹木などの撤去処分費は補助対象外

3. 補助対象者（申請者）

- 空き家の所有者または相続人、または左記の者より除却について同意を得た者
- 市税の滞納がないこと など…

4. 補助対象工事

- 建設業法の許可又は解体工事業登録を受けた有田市内の建設業者が請負う工事
 - 補助対象となる空き家の敷地内に存する全ての工作物を除却すること など…
- ※補助金の交付を決定する前に、契約・工事着手したものは補助対象外

5. 固定資産税の課税標準の特例措置

空き家の解体に伴い、固定資産税の住宅用地の特例措置は適用除外となりますが、本事業を活用すれば、特例措置と同様の減免制度が最長で5年度分受けられる場合があります。

6. 補助金の代理受領制度

代理受領とは、申請者が受け取る予定の補助金を市から直接施工業者へ交付する制度です。申請者は補助金相当額を除いた工事費を用意すればよいので支払額の負担が軽減されます。

補助金交付申請には、不良空家等の認定を受けている事が条件となります。

まずは、現地調査から！

空き家の現地調査及び認定申請は、年間を通して受け付けていますのでお気軽にご連絡ください！

■詳しくは、有田市ホームページをご覧ください！

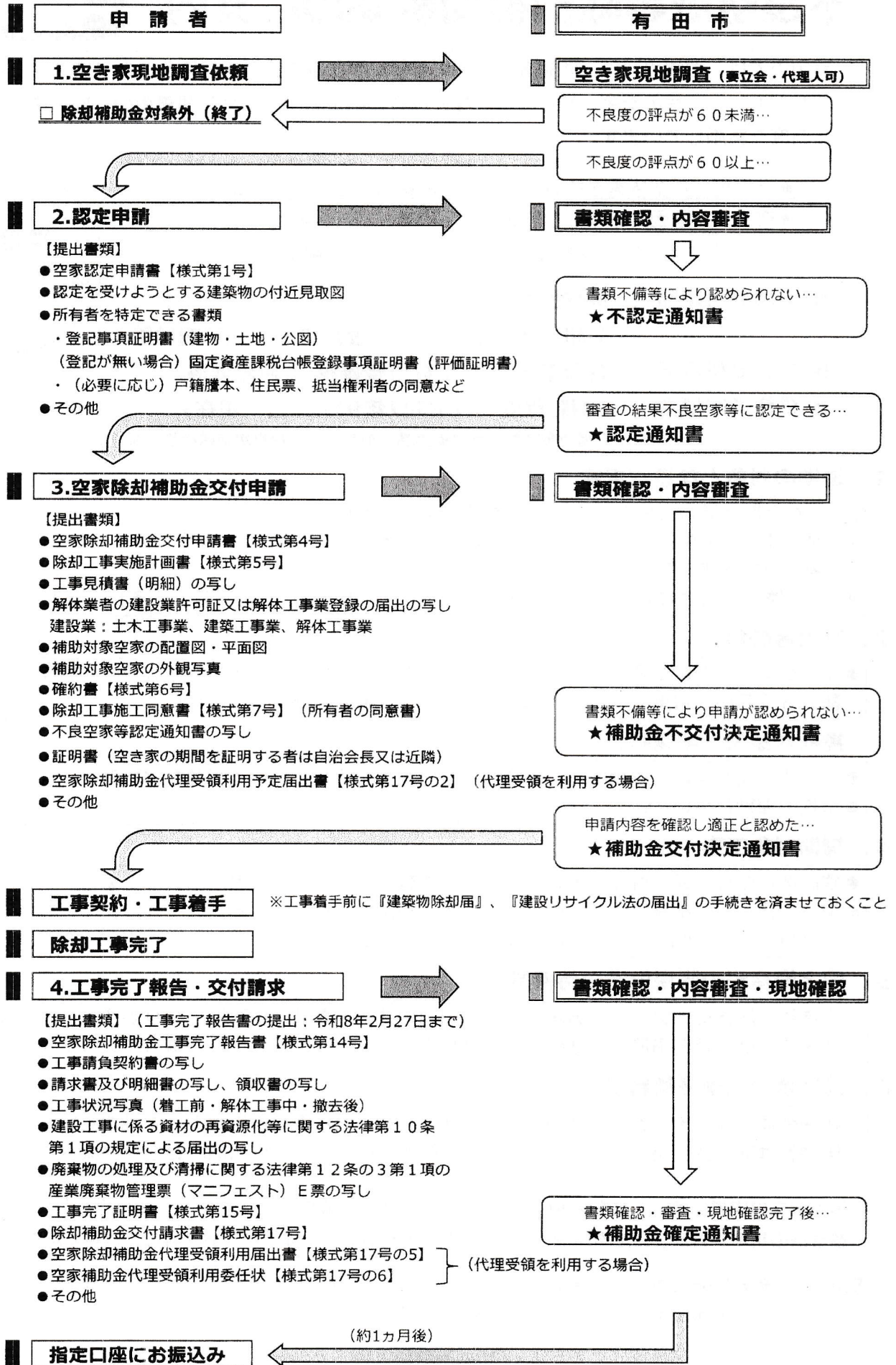
<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001036.html>

有田市役所 都市整備課 公共建築係（市役所3階）

電話：0737-22-3619（直通）



◇ 補助金交付申請等の流れ ◇



令和7年度有田市ブロック塀等撤去補助事業のご案内

回 覧

※募集件数 11 件程度 (令和7年9月22日現在) (先着順。予算の状況により増減する場合があります。)

有田市では、地震等による道路等に面するブロック塀等の倒壊等による被害の軽減及び道路等の寸断を防ぐことを目的とし、ブロック塀等の撤去費用の一部を補助する制度を実施します。

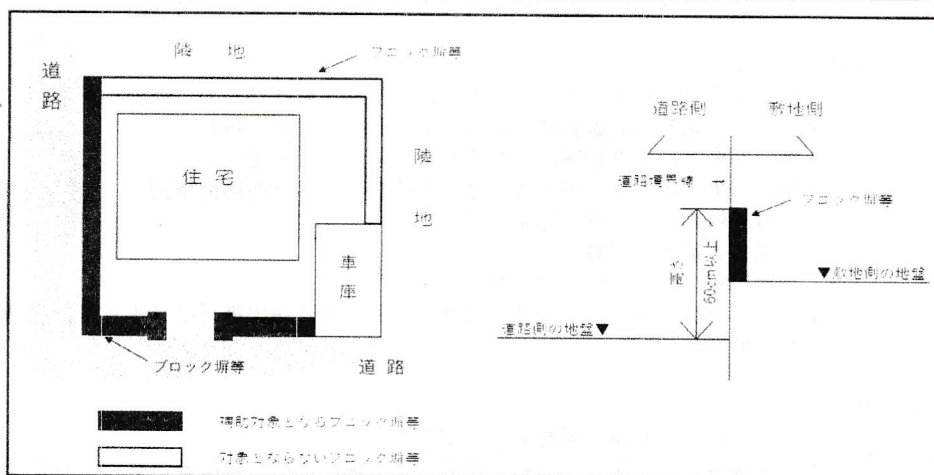
補助対象となるブロック塀等 ▼以下①～③すべてを満たすもの

補助金上限 20 万円

- ① 有田市内にあるコンクリートブロック造、レンガ造、石造その他組積造による塀及び門柱。
- ② 市担当者による現地調査の結果、危険と判断されたブロック塀等であること。
- ③ 道路等※に面しており、道路面から高さ 60 センチメートル以上で、延長 2 メートル以上であること。
※道路等…市民等が避難する際に利用する道路及び道。

たとえば…

まずは現地調査を行いますので、
下記の問合せ先へ
ご連絡ください！



補助金の額

撤去工事費（基礎の撤去及びその処分並びに整地に係る費用を含む）と市が定める標準工事費※のいずれか少ない額とし、**上限を 20 万円**とします。

（標準工事費…撤去するブロック塀等の面積 1 平方メートルにつき 12,000 円を乗じて得た額）

補助対象者

- ① ブロック塀等の所有者又は左記の者より撤去についての同意を得た方。
- ② 市税等の滞納がないこと。
- ③ 暴力団及び暴力団員等でない方。など

法人所有も対象です。

所有者から同意を得た自治会等も申請できます。

その他の要件

- ① 対象となるブロック塀等を撤去し、撤去後新たにブロック塀等を設置しないこと。
- ② 有田市内において建設業等を営む個人事業主又は法人との契約により行うこと。
（注意）補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合は、補助金が交付されません。
- ③ 国、県又は市の公共用地取得に伴う損失補填を受けていないこと。
- ④ 過去に同補助金や空き家の除却にかかる補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。など

申請期間等

- ・ 令和7年4月14日（月曜日）～令和7年12月26日（金曜日）
- ・ 令和8年2月27日（金曜日）までに工事完了報告書を提出すること。

※補助金交付申請書の受付順となります。

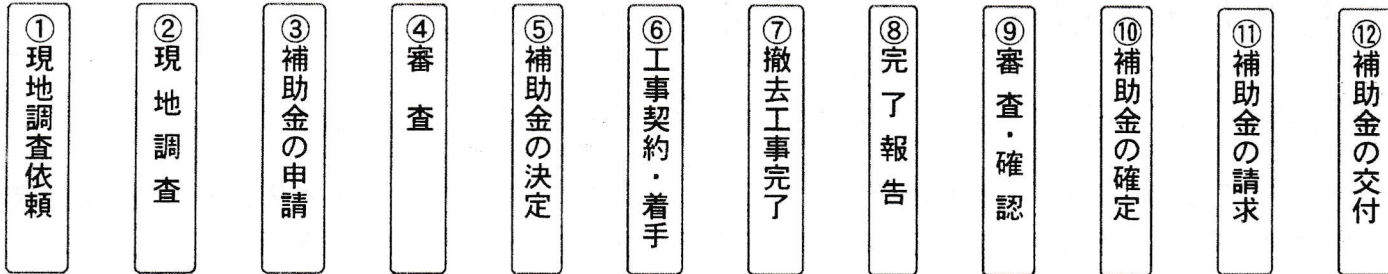
※補助金は予算の範囲内となります。

現地調査依頼や相談は
随時受け付けております！

補助金の交付に関する手順については裏面をご確認ください。

問合せ先
有田市役所 経済建設部
都市整備課 公共建築係（市役所3階）
電話 0737-22-3619（直通）

補助金交付までの流れ



① 現地調査依頼

補助金の交付対象かどうかの現地調査が必要となりますので、まずはご連絡もしくはご来庁ください。
その際、確認事項の聞き取りをさせていただき、現地調査の日程等を確認させていただきます。

② 現地調査

- ・ブロック塀等が補助金の対象となるかを確認させていただきます。(要立合・代理人可)
- ・対象とならない場合は、手続き終了となります。
- ・対象となった場合は、その場で交付申請用紙等をお渡しさせていただきます。

③ 補助金の申請

下記の必要書類をそろえていただき、市役所都市整備課までご提出ください。

- ・ブロック塀等撤去事業補助金交付申請書【様式第1号】
- ・補助対象ブロック塀等が存する敷地の付近見取り図
- ・補助対象ブロック塀等の寸法及び面積を明示した敷地配置図
- ・工事見積書(要内訳の記載)の写し
- ・施工業者要件証明書
- ・補助対象ブロック塀の現況写真
- ・ブロック塀等撤去事業補助金代理受領利用予定届出書【様式第9号】(代理受領を利用しようとする場合)
- ・その他

『代理受領』とは、申請者が受け取る予定の補助金を市から直接施工業者へ交付する制度です。
申請者は補助金相当額を除いた工事費を用意すればよいので支払額の負担が軽減されます。

④ 審査

- ・提出いただいた申請書等をもとに審査を行います。
- ・書類不備等や、不適当であると認められた場合には、補助金が交付されません。

⑤ 補助金の決定

審査により、適当であると認められた方には、決定通知書を送付します。

⑥ 工事契約・着手

- ・決定通知が届いた方は、撤去工事の契約・着手をしてください。
- ・補助金交付決定前に、契約や工事を行っていた場合には、補助金が交付されませんのでご注意ください。

⑦ 撤去工事完了

撤去工事完了後、完了報告書提出の準備をお願いいたします。

⑧ 工事完了報告(工事完了の日から30日以内にご提出をお願いします)

下記提出書類を工事完了後すみやかにご提出ください。

- ・ブロック塀等撤去事業補助金完了報告書【様式第6号】
- ・撤去工事中及び完了後の写真
- ・工事契約書(契約を締結していない場合は注文書及び請書)
- ・内訳が記載された請求書の写し及び領収書の写し(代理受領を利用する場合は、実施内訳書)
- ・ブロック塀等撤去事業補助金代理受領利用届出書【様式第12号】(代理受領を利用する場合)

気を付けてください!!

⑨ 審査・確認

提出いただいた書類等を審査させていただき、現地確認を行います。

⑩ 補助金の確定

審査の結果、適当であると認められる方に補助金確定通知書を送付します。

⑪ 補助金の請求

- ・補助金の確定通知書が届いた方は、ブロック塀等撤去事業補助金交付請求書【様式8号】を提出してください。
- ・代理受領を利用される方は、ブロック塀等撤去事業補助金代理受領利用委任状【様式13号】により、工事施工者に補助金の請求を委任し、委任を受けた工事施工者が交付請求書【様式8号】を提出してください。



⑫ 補助金の交付

請求書の提出から、1ヶ月程度で、指定の口座へお振込みをさせていただきます。